

平成28年 9 月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録

平成28年 9 月13日

場 所 第2委員会室

平成28年 9 月13日 (火曜日)

午後 2 時50分開会

会議に付託された議案等

○議案第21号 平成28年度宮崎県一般会計補正
予算 (第 5 号)

○総合政策及び行財政対策に関する調査

出席委員 (8 人)

| | |
|---------|---------|
| 委 員 長 | 二 見 康 之 |
| 副 委 員 長 | 重 松 幸次郎 |
| 委 員 | 坂 口 博 美 |
| 委 員 | 星 原 透 |
| 委 員 | 中 野 一 則 |
| 委 員 | 日 高 博 之 |
| 委 員 | 満 行 潤 一 |
| 委 員 | 来 住 一 人 |

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

総務部

| | |
|-------------------------|---------|
| 総 務 部 長 | 桑 山 秀 彦 |
| 総 務 部 次 長 (総務・職員担当) | 郡 司 宗 則 |
| 総 務 部 次 長 (財務・市町村担当) | 田 中 保 通 |
| 部 参 事 兼 総 務 課 長 | 上 山 伸 二 |
| 財 政 課 長 | 川 畑 充 代 |
| 部 参 事 兼 市 町 村 課 長 | 藪 田 亨 |

事務局職員出席者

| | |
|---------------|-----------|
| 議 事 課 主 査 | 長 谷 恵 美 子 |
| 総 務 課 主 任 主 事 | 日 高 真 吾 |

○二見委員長 ただいまから、総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後 2 時50分休憩

午後 2 時51分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○桑山総務部長 それでは、本日御審議いただきます補正予算につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料に基づきまして、御説明を申し上げます。

資料の 1 ページをお開きください。

今回の補正は、宮崎県議会西都市・西米良村選出議員補欠選挙の執行に伴う補正でございます。

補正額は、太枠の欄に記載しておりますように、合計で3,434万3,000円の増額であります。

なお、今回は、選挙等の執行に係る準備期間が短いことから、他の議案に先立って議決をいただきたく、御審議をお願いするものでございます。

議案の詳細につきましては、市町村課長から説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いたします。

私からは、以上でございます。

○藪田市町村課長 それでは、宮崎県議会西都市・西米良村選出議員補欠選挙の執行に係ります補正予算について、御説明をさせていただきます。

総務政策常任委員会資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1の補正の理由でございますけれども、9月2日、県議会西都市・西米良村選挙区におきまして、議員辞職により欠員が生じたので、公職選挙法第113条第1項第5号の規定による補欠選挙を執行するための経費の補正をお願いするものでございます。

次に、2の選挙の概要でございます。

(1)の選挙の日程ですけれども、告知日が平成28年10月7日の金曜日、投票日が10月16日の日曜日となっております。

次に、(2)の補欠選挙の要件でございますけれども、県議会議員につきましては、同一の選挙区におきまして欠員が2人以上となった場合に補欠選挙が実施されますけれども、今回の西都市・西米良村選挙区のように定数1の選挙区の場合は、その1人が欠員になると補欠選挙が実施されることとなります。

(3)の選挙をする人数は1名、(4)の執行に要する経費は全額県費となっております。

次に、3の補正予算の額のところをごらんいただきたいと思います。

今回お願いしております予算は、臨時啓発費として100万9,000円、選挙執行費として3,333万4,000円、表の一番下の欄になりますけれども、合計で3,434万3,000円となっております。

このうち臨時啓発費につきましては、表の右のほうの内訳の欄にございますが、啓発チラシや懸垂幕の作成等に要する経費でございます。

それから、選挙執行費につきましては、まず市町村への交付金が1,610万5,000円で、その内訳は投開票の経費、ポスター掲示場の設置費などとなっております。

なお、表の下のほうに記載しておりますけれども、この市町村交付金につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に準じまして、算定した経費を西都市及び西米良村に交付するものでございます。

次に、公営負担金が980万4,000円となっております。内訳は、選挙運動用自動車の使用等に要する費用、ポスター作成費など候補者等への選挙公営負担金となっております。

最後に、県の経費につきましては、合計で742万5,000円で、内訳は、投票用紙等の作成費用及び事務費となっております。

説明は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○日高委員 これは、大体何人ぐらい出る形で予算を考えているのか。それと、今1名という報道で、無投票の可能性もあるんですが、そういった場合のこの市町村の交付金とか、それぞれ減額されるものだと思うんですが。もちろん減額されるんですね。その辺について、ちょっと。

○藪田市町村課長 今回お願いしている予算のうち、3の補正予算額の表にございますけれども、このうち公営負担金につきましては、立候補者を5名で積算をさせていただいております。

それから、仮に候補者が1人のままで、選挙が実施されなかった場合につきましては、当然のことながら、選挙執行費のうち市町村への交付金についても、その時点で必要となった額ということになりますので、執行額はかなり少な

くなってくると思いますし、公営負担金についても、立候補者が1人であれば、その方が選挙当日にかかった経費のみを負担することになりますので、その残りの額については、今後の2月補正等で補正減をさせていただくということになります。

○坂口委員 参考までに。ポスターの最高金額は、いつの額か。今回、時期が中途半端だから物価調査とかがなされていないけど、前回の選挙か何かが参考になっての単価設定になるんですか。

○藪田市町村課長 ポスター作成費の単価につきましては、今回は、前回の参議院議員の選挙と同額となっております。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 よろしいでしょうか。

では、以上をもって、総務部の審査を終了いたします。

施行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後2時59分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、これより行いたいと存じますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、議案の採決を行います。議案第21号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○二見委員長 挙手全員。よって、議案第21号

については可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。特に御要望はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時0分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後3時0分閉会